

公病と認むる事

五、施行令第七條「傷害扶助料を支給すべし」とあるを即時支給すべしと改正し、支給せざる者に對する罰則を設くること

六、工場法第四條俱書を取ること

實行方法

一、新任中央委員會一任

二、社會民衆黨大會に特出す

可決

二九、關東縣労働組合連合會に關する件

理由

關東縣労働組合提出

説明

鈴木 榮 一

國際労働會議は大正八年ワシントンに於ける第一回總會を初めとし既に會議を開く事拾四回に及び第十二回の會議迄に二十八の條約案と三十四の勸告案とを可決して居る、抑も労働會議は労働者の待遇と地位の改善を計るに非ざれば産業の發展は期し得べからざるものなりとの見地から成立したるものにも拘らず我國は未だ未批准のものが多く、その一例を擧ぐれば

八時間労働制條約(第一回) 週休制(第二回) 失業補償(第二回) 災害保險(第七回) 疾病保險(第十一回) 最低賃銀制(第十一回)は未批准である、依つて此際批准促進の運動を起すべきである。

實行方法

一、労働立法促進委員會に連言

二、其他、新任役員に一任

可決

三〇、組合員にして失業したる者の組合費を一定期間免除する議案

關東労働同盟會提出

説明

原 虎 一

本案は従來、組合員にして失業したる場合、組合費の納入不可能になりたるため自然組合員たる資格を失ふを例として

居るが、これでは(一)有能なる組合員を組合中より失ひ、(二)その組合員が次の職場に於いて、組合組織運動を行ふ場合にも、稍々もすれば組合との關係密接を缺く虞があるので次の如く決議する

決議

本大會は加盟組合が各その規約中に左記條文を挿入せられんことを勧告す

「一ヶ年以上組合員たりし者にして失業後六ヶ月組合費を完納したるものに對しては、以後六ヶ月間に限り組合費を免除することを得、但し、失業組合員の所屬は組合本部たること」と云ふのであるが審議の結果前田、金、古野の諸氏より時期尚早の意見出で、結局左記五名の委員に附託され、委員報告通り決定

【委員】原虎一 土井直作 前田種男 元坂順次 金光平

△各種産業別連絡委員會報告

金 屬 産 業

梅 田 民 業

紡 織 産 業

建 築 材 料

峯 岸 美 雄 吉

運 輸 交 通

生 産 組 合 消 費 組 合

福 岡 金 次 郎

近 藤 肇

△豫算委員會報告

前年度の方針を踏襲するといふ委員會報告を承認

三二、瀨口内閣組織案

大阪聯合會提出

説明

押 谷 平 七

決議

本大會は瀨口内閣を礼讃するものである見よ瀨口内閣執政に一年有餘、其の爲す所、皆、ブルジョア本位の金解禁、緊縮政策、緊急補償安定融資法案、礦山肥料關稅引上等々、資本家階級を擁護する爲めには數千萬圓の國費の支出を勇敢に決行し露骨に資本家擁護の手段に狂奔しつゝある。此の詭れる經濟政策は今や工場、閉鎖、破産相次ぎ、労働階級は妻子を抱いて飢に泣き失業者の群となつて街頭に投出される者百萬を起ゆるに拘らず、現政府は口に社會政策